松戸市農業委員会総会議事録

令 和 ２ 年 ２ 月 １ ２ 日

令和２年松戸市農業委員会２月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿　唯司は令和２年２月12日午後３時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館７階大会議室に招集した。

１．出席委員

１番　岩　佐　忠　夫	２番　椿　　唯　司
３番　山　口　輝　雄	５番　渡　邊　慶　弘
６番　渡　邉　洋　子	７番　杉　浦　昌　平
８番　中　村　　攻	１０番　小　宮　克　忠
１１番　鈴　木　榮　一	１２番　山　室　一　美
１３番　湯　浅　雅　之	１４番　戸　張　春　彦
１５番　近　藤　榮　一	
明・矢切区域　齋　藤　　香	明・矢切区域　平　川　　實
東部区域　松　戸　英　樹	東部区域　湯　浅　孝　一
常盤平・五香区域　山　﨑　唯　司	馬橋・小金区域　小　幡　輝　雄
馬橋・小金区域　渡　辺　　豊	

１．欠席委員

常盤平・五香区域　飯　沼　静　男

１．関係課出席職員

農政課長　岡　野　　衛	主　　査　三　澤　とあ子

１．事務局出席職員

事務局長　田　村　喜　章	事務局長補佐　渡　邊　憲　生
事務局長補佐　渋　谷　和　彦	係　　長　寺　尾　敏　子
主任主事　鎌　田　哲　平	

開会　午後　３時００分

議　　長　ただいまより令和２年２月総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員が13名、推進委員が７名でございます。したがいまして、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議　　長　議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第２項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号５番渡邊慶弘委員、議席番号６番渡邉洋子委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局　本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出は４名です。

申出人全員の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議　　長　事務局からの報告のとおり、傍聴の申出のあった４名全員の傍聴を許可します。

議事に入りましたら、個人情報の発言について注意していただきますようお願いします。

◎議案の提出

議　　長　本日の議案は第１号から第３号となっております。

なお、報告事項については、第１号から第６号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第１号

議　　長　それでは、議案第１号の１番、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長　農政課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第１号　農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するにあたり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回、新規設定案件が２件となっております。

１件目は、１月27日にとうかつ中央農業協同組合六和支店において、地区促進員会議を開催し、小幡輝雄地区促進員を中心にご審議の上、計画案を作成いただきました。

２件目は、１月29日にとうかつ中央農業協同組合松戸南支店において地区促進員会議を開催し、湯浅孝一地区促進員を中心にご審議の上、計画案を作成いただきました。

それでは、まず１件目につきまして、お手元のＡ４の１枚紙の差替え資料を御覧ください。

議案書１ページ、表の１番及び申請地につきましては、議案参考資料の１から３ページを御覧ください。

対象農地の所在地は、七右衛門新田、現況地目はいずれも畑で、９筆の合計面積は5,689平方メートルでございます。

当案件の利用権の種類は賃借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、労働力不測のため農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため、利用権の設定を希望しており、利用権設定後はコマツナやアオネギを主体に耕作していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま農政課長より議案第１号の１番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

戸張委員。

戸張委員　14番、戸張です。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。

借受者は家族経営の方で、この農地を貸しても安心だと思います。私は賛成いたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、戸張委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の１番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、２番について、農政課長お願いいたします。

農政課長　それでは、続きまして差替え資料の議案書１ページ、表の２番及び申請地につきましては、議案参考資料の４から８ページを御覧ください。

対象農地の所在地は紙敷、現況地目はいずれも畑で、６筆の合計面積は3,578平方メートルでございます。

当案件の利用権の種類は使用貸借権で、期間は５年の設定でございます。

貸付者につきましては、高齢等による労働力不測のため、農地の貸付けを希望されました。借受者につきましては、農業経営規模の拡大のため利用権の設定を希望しており、利用権設定後はエダマメやタマネギを主体に耕作していく計画です。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ただいま、農政課長より議案第１号の２番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆様、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅推進委員　推進委員の湯浅です。

借受者は現在規模拡大中ということで、一生懸命やっている方なので、原案に賛成したいと思います。

議　　長　はい、山室委員。

山室委員　12番、山室です。

貸付者なんですけれども、少し高齢で体のほうが不自由なものですから、若い方が借りてくれるということで、僕も賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、湯浅推進委員、山室委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議　　長　ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議　　長　はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第１号の２番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

農政課長　ありがとうございました。

ここで１点だけ報告をさせていただきます。

議　　長　どうぞ。

農政課長　なお、今回は利用権の設定が満了を迎えた案件はございません。更新すなわち再設定対象となるものでございませんでしたので、報告いたします。

以上でございます。本日はありがとうございました。

議　　長　ご苦労さまでした。

（農政課長退室）

◎議案第２号、議案第３号

議　　長　次に、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についての１番、２番、３番及び議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について、関連がございますので、一括議題といたします。

座長より申請概要の説明と、審査会における意見報告をお願いいたします。

湯浅審査会座長　議席番号13番、湯浅雅之。

去る２月３日月曜日、議案第２号から第３号の審査のため、第１審査会第２審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、杉浦昌平第１審査会副会長をはじめ、岩佐忠夫農業委員、渡辺豊推進委員、齋藤香推進委員と私の５名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査にあたり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請についての１番、２番、３番及び議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案書の３ページから５ページを御覧ください。

議案参考資料については、９ページから21ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料９ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は２号の１番、２番、３番、売買に伴う所有権移転です。

申請理由ですが、申請人は関連会社である事業を行う会社の資産管理を行っていますが、申請地を取得して資材置場及び作業場として使用するためです。

第３号の計画変更の理由については、今回周辺土地所有者より協力が得られたことによる敷地拡張に伴い、既に許可を得た当該土地と一体利用となり、土地利用計画のレイアウト及び事業用地面積が変更となるためです。

計画変更が連続したため、代理人に将来の事業計画を確認したところ、土地所有者との交渉が整えば、申請地、南側の水路まで正方形で取得したいとのことですが、交渉が成立しなければ今回の計画のとおりとなる旨の報告を受けております。

施設の概要ですが、金属を裁断・プレスする作業場及び一時保管する資材置場です。

整地については砕石転圧を行います。

排水については雨水のみとなり、自然浸透です。

取扱い物品については、基本的に洗浄や廃油処理後に仕入れるため問題ないと思われるが、申請地南側に油水分離層と雨水貯留施設を設置しますとの回答を得ました。

北側の松戸市道に水がたまるため、市へ要望しましたが、すぐにはできないとのことで、事業者側で雨水貯留施設を造り、敷地を通って南側の水路へ放流するとのことで、管理している河川清流課とは協議が済んでおります。

被害防除については、４メートルの安全鋼板を境界から0.5メートルから1.5メートル離して設置します。

審査会で申請地の中央と、西側の隣接農地への日照対策として透明プラスチック板の設置を要望しましたが、他法令関係で景観条例が該当し、都市計画課と協議中です。

なお、鋼板の色はダークブラウンにするとのことです。

また、計画地には照明等は設置しないとのことです。

道路に面していない農地の通行につきましては、通路を確保し、通行に支障のないように

するとのことです。

空調機の室外機については、フロンガス処理や廃油処理の資格を持った業者から、処理後の有価物を仕入れるため、安全である旨、確認しました。

申請地では産業廃棄物の処理は行わないと約束していただきました。費用については全額自己資金で賄うことから、残高証明の提出を求め、これを確認しました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを証明し、理解されたところです。

農地区分については、道路、下水道その他の公共施設または鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況から見て市街地化となることが見込まれる区域であることから、第２種農地と判断しました。

以上、議案第２号の１番、２番、３番及び第３号について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第２種農地として認められることから、議案第２号の１番、２番、３番は許可相当、第３号は承認相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議　　長　ただいま、湯浅座長より議案第２号の１番、２番、３番、議案第３号について内容の説明がございました。

なお、この案件について特別審議会で話合いしましたので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局　特別審議会で話し合いました内容を、事務局よりご報告させていただきます。

２月10及び２月12日付で要望書が提出され、本日臨時特別審議会を行いました。

特別審議会では、市内のほかの農地転用申請と同じであり、やむを得ないと思料し、今回審査会意見と同じく議案第２号の１番、２番、３番は許可相当、議案第３号は承認相当と意見決定を行いました。

以上、臨時特別審議会での報告となります。

もう一つ。先ほど都市計画課と景観条例協議中という案件につきましては、２点目で出てきたとおり、一部透明プラスチック板の使用ということで協議が整ったという報告を受けていることを申し添えます。

更にもう一件、きょうの特別資料、別紙で、「上矢切地区の産業廃棄物処理業者の敷地拡張と営農環境の悪化について」という文書と、「矢切耕地の農地保護のため、資材置き場へ

の農地転用を認めないよう求めます。」という文書が、皆さんの手元にあると思います。

少し時間を取って、この内容をよく読んでいただいた上で、決議していただければと思います。なお、今審査会のほうではこの文書が出る前に審査をし、許可相当という意見決定をして、特別審議会のほうでは、この文書が出た後、内容を理解した上で、ほかの農地転用と同じように公平に判断した結果、法令上問題がないので審査会と同様に許可相当という意見を出したんですけれども、これに対して、文書を読んでいただいて、ご意見があればと思います。

こちら、文章のほうには記載されていないんですけれども、この「上矢切地区の産業廃棄物処理業者の敷地拡張と営農環境の悪化について」、この農業者からの要望書についてです。窓口で応対した職員が聞いたところによりますと、ここの申請地のすぐ近く、水路を挟んだ裏側で農業をしているんですけれども、非常にいい農法であるとか体験農園をやっているので非常に価値が高くなって、ある程度高価な金額で取引されているんですけれども、風評被害であるかもしれないんですけれども、これ以上敷地拡張するのであれば取引停止をほのめかされていると。これについては、提出された本人に総会でちゃんと議事に残してもいいというように了承を得ていますので、それも考慮にいれていただければと思います。

議　　長　ただいま事務局よりそういう意見がございましたので、暫時休憩をし、資料を読んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３時30分まで読んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩　午後　３時２２分

再開　午後　３時３０分

議　　長　それでは、時間となりましたので、皆様方のご意見を聞かせていただいて、審議に入りたいと思います。

農業委員及び推進委員の皆様、発言をお願いいたします。

山口委員。

山口委員　はい、３番、山口です。

審査会意見に賛成したいと思います。

議　　長　ただいま、山口委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ご意見がある方は、どしどし意見を出していただきたいと思います。

はい、松戸委員。

松戸推進委員　推進委員の松戸です。

先ほどの話にもあるように、これ以上、敷地拡張する様であれば、取引停止と言っていまして、そうすると、やはり農家の収入も今まで決まった額が入ったのがなくなってしまうので、私は賛成はできないと思います。

議　　長　中村委員。

中村委員　この案件は、ちょうど１年前の総会に出ましたよね。その時に、僕は賛成はできませんというふうなので、全員一致にはならなかった。通ったことは通ったけれども、私は保留しますというふうに言っていた案件の連続だと思うのです。

そして、私この総会の資料を事務局より送っていただいたときに、資料を見て感じたことは、一つはやはりこの資料の申請書の文面はいささか正確ではないのではないかというふうに思ったんです。ということは、ここは資材置場に使うというふうにして申請していますよね。資材置場は残念ながら、今の法体系の中では、駐車場とこういう資材置場は認可をするという、そういうふうな流れになっていますから、あの時点ではそのことは問題じゃなかったんですけれども、その後、現場を見てみまして、この文章初めてこの目にした文章には若干触れているようなんですけれども、あれは資材置場ではないということ、廃材置場ではないかというふうに僕は、もう資材置場と廃材置場というのは一緒じゃないよと。資材置場というのは、建築資材とかいろいろなものに使う。だから、そんな野ざらしでずっと置いておくというものでもないし。けれども、あるいは僕が見た限りでは、廃材であっていわゆる何かに使った、機械だとかいろいろな家のところ使った後、使わなくなったからあそこへもって来て、解体して何か処理をするというふうな場所ではないかというふうに思うんです。そうすると、資材ではなくて廃材ですから、その廃材はもともと何に使っていたのかというふうなことをちゃんと調べないと、雨水等にさらしておいたら、いろいろな廃材に元の薬品とかがついていたりすることが十分考えられるわけですから、そういうふうなものが雨に打たれて、そして地下に流れたり、周りの水路に流れていったりして、これはやはり簡単な資材ではない、廃材として検討しなくてはいけないというふうに、私この資料を送っていただいたとき、数日前だったと思うんですけれども、思ったんです。

だから、もう少し慎重に考えなければならなくて、廃材であるならばどういうものを持ってきて、その元がどういうものが入っていたのか。例えば聞くとかだったらですね。そういうふうなものを聞いた上で安全かどうかというふうなことを本来ちゃんと調べた上で許可しないと、許可するには非常に危険になると。農業の場合には水、地下水だとか水道の汚染というふうなことが出た場合には、大きな問題ですから。

だから、そういうことを聞くか、もしくはそういうふうなことについて、十分に答えられる資料がないのだったら、それはそういうふうなものを野ざらしにして、雨に当たって漏れ出た場合も、周りにそれが漏れていかないように、今のように多分あれ砂利敷きだと思うんですよ、下の。だから砂利敷きではなしに、きちんとコンクリートで雨が漏れていかないように、そして周辺にも流れ出ないように、いわゆる数十メートルのちゃんとしたフェンスを持った、そういうコンクリで床もして、そこから雨等で汚れた水が農地やそういうところへ流れ出ないような処置をしなさいというふうな事柄を、もう少しきちんと詰めないと、このままでは非常に難しいと。今までのように、法で認めてきているのは資材置場ですから、あくまでも。廃材置場ではないですから。この場合は、廃材というふうなものについては、そういう周りの農地に水等で迷惑がかからないというふうな事柄を、我々としてもきちんと担保した上で許可していかなければいけないと思うので、そういう意味で私はまず、このままではいけないというか、もしそういうことができないのだったら先ほど言ったようにちゃんと、防水のそういうコンクリートの処置をして、雨水が全部敷地の中で流れて処理してきれいにして外へ流すというふうな事柄くらいは最低やりなさいというのが１点です。

それから、もう一つは、僕は景観の問題というのは前回のときにも問題なんじゃないですかっていうふうなことを提起はしたんですけれども、あの後見に行って、こういうふうなのがずっとあの辺に出てきたら、これはもう矢切の農村景観は駄目になってしまうのではないか、そういうことについての法的な根拠というものはどうなっているんだろうというふうに思いまして、僕はちょっと手近なところでの松戸の景観基本計画というのを松戸市は定めていますので、松戸市の景観基本計画というものを見てみたんですね。

そうしたら、矢切というのは確かに非常に高い評価はされています。評価があれば、それで駄目というふうに農業委員会が言えるというふうなものではありませんけれども、法的には。しかし、非常に高い評価がされている。

景観計画の中では、斜面林、農地、河川で作る広大な景観を守り育てていけますというふうに、松戸市はあそこについて言っています。そして、そのためには、やはり事業者等についても、あそこで今回のようなケースで事業者が農地を変えていくと、ほかの用途の場合でも、事業内容が斜面林に与える影響を考えますと。資材置場等は、周辺の景観に配慮します、そういうふうにしなさいというふうに景観計画の中に書いてある。それが、そういうことが広く響いて物流センターなんかにもなかなか、ぐっと地権者が同意されてもいかないというのは、あそこは松戸市の景観上、やはりそういう配慮をしなければいけない所だということ

が、松戸市の計画の中にもきちんと書いてあって、そこで事業者がいろいろなことをやるときにも、その周辺の景観に配慮するということを事業者もやってくださいということが書いてあるんです。それで、僕は今のまま、現状のあれがずっと周りに広がっていくということは、矢切の景観をつぶしてしまう可能性があるというふうに思うんです。それこそ僕、考えてみたときに、かつて埼玉県の川里で、鴻巣カントリークラブ隣ですけれども、町の体育館とコミュニティセンターみたいなものを町から頼まれて設計したことがあるんです。そのときに、あそこはずっと水田地帯です。見沼大用水のところで、ものすごい水田地帯。そこに、どういう建物を建てるかというと、その地域の持っている景観を壊してしまうと思って、どういうふうにしてそこをおさめたらいいのかということを僕は考えて、僕自身が考えたのは、やはり農家の自宅の建て方、ああいう処理をここでも採用しようと思ったんです。それは何かというと、やはり建物は造るけれども、その外側に屋敷林をちゃんとして、そうすると外からずっと見たときには建物が見えなくて、屋敷林の緑で建物を覆いかぶせていくというか、だから建てても全体としては景観に配慮して、むき出しに建物がぼんと前へ出るというふうなことは避けて設計をして、今でも多分残っていると思うんですけれども、そういうことはここで考えないといけない。いいか悪いかと言う前には、少なくとも事業者はあそこの農村、矢切の景観について、どういうふうにして配慮するのかということを、それをダークブラウンか何かで色をちょろちょろっとやるというふうなのでは、やはり僕は不十分ではないかと。

もし、ここで本当にやるのだったら、事業者として考えてほしいのは、やはり敷地の周辺、外側をやはり１間ぐらいはずっと取ってセットバックして、廃材を置くところは。そして、そこに空いた縁地というか縁のところには、屋敷林と見て樹木をちゃんと植えなさいと。大体遠くから見たときには、そういう廃材置場みたいなみっともないものがわーっと見えないというか、そういうふうな景観上の配慮は、この要求を取り入れたとしてもできることだから。そういう指導は農業委員会としては、要望としてちゃんとやらないと。こんなものが出てきたら全部認めていたら大変なことになるというふうに思うので、私自身はこの案件は、そういう水をちゃんと防げる、それをやるということと、景観上非常に松戸市にとっても重要な資源だから、それに配慮したそういうふうな設計の仕方に変更してほしいという指導と要望をやはりやる。そのためには、ここで通さないで差戻しというふうにして、そういうのをもう１回きちんと当事者と話し合っていくというふうなことが僕は必要なんじゃないか、それくらいのことはやらないと農業委員会としてもいけないのではないかというふうに思うので、僕自身はそういうので賛否の前に差し戻して、どこまでそういう事柄を事業者は受け

られますかというふうな指導をやっていく。都市農業ではそういうことをやらないと、やはり緑は守れません。そういうふうに僕は思います。

だから、差戻しするべきだと思います。

議　　長　そのほかに、何かご意見ございませんか。

杉浦委員。

杉浦委員　７番、杉浦です。

審査会のメンバーの一人なんですけれども、中村委員がおっしゃった、大きく２点あったかと思うんですけれども、１点目の油とか土地の利用の仕方のところで、ちょっとあれだったのは、事業申請の理由であそこの土地を使う目的は資材置場というふうにおっしゃってたんですけれども、資材置場だけではなくてこれ作業場とも書いてあるんですね。いかがでしょうか、作業場とも書いてある。資材置場と作業をするんですね。資材置場及び作業場として使用するため、そうですよね。資材置場だけではなくて、作業をすると。どんな作業をするかというのは、今日頂いた資料の17ページに、もっと詳しく書いてあるんです。中村委員、心配されていた油分とか何とかですよね。ご心配、我々も審査会の段階で当然心配して、来られた方にその話をよくしました。一体どんなことをやっているんですか、どんなものを持ってくるんですかと。どんなふうにそれに手を加えて、それをどうしているんですかというような角度で、結構しつこく、細かく質問をしたつもりなんですけれども、17ページに書いてあることは、要するに汚れたものをね、向こうから運んできて、そこで洗っちゃったりとか、そういうようなことはしないんですね。仕入れてくる品物については、そこの仕入現地のところで洗浄して、それをこちらへ持ってくると。持ってきた材料について裁断をすると。ギロチンなんて言葉使ってたと思うんですけれども、長いものは裁断をしたり、あるいは缶なんかですとプレス機で圧縮して、運搬やそれを売ったりするんですけれども、要するに有価物ということで、買ってもらえるような価値のあるものにして、それを売り渡すと。そういうような引取りと作業をする場として、今回、前回もそうなんですけれども、そういうふうにしてこの土地を利用していきたいんだと。我々も油が出ちゃうんじゃないかとか、自動車を壊してきて、それを持ってきたら自動車から油が出るんじゃないかとか、そういうようなことも言ったんですけれども、そういうことはしない、油なんかは全部もう、普通にエンジンとか除いて持ってくるんだと。それから、空調機の室外機の話なんかも出たんですけれども、フロンガスや何かの心配も大丈夫なんですかと言ったら、そういうのはもう向こうで全部処理して、そういうものをこちらへ持ってきて、置いて、それを販売して、買ってくれ

る業者がいるんだそうです。そういう需要があるので、そういうような仕事をここでやり始めた。

油分等についても、先ほど座長が説明したんですけれども、油水分離機というもの、図面でいうと一番南側のほうに、彼らも、我々言ったし、向こうも万が一油が出てしまったら迷惑をかけるので、そういう油水分離機を設置して、油を取り除いて水だけにして、水は地下浸透というような、そういう機械をつける。万が一、そういうものが出たときにというふうなことで、お話はされておりました。

それからもう一つ、先ほど座長が言っていたのは、作業場の入り口のところに水がたまってしようがない。要するに、道路が低くなってしまって、勾配の関係で。そういう水についても、自分たちでポンプで汲んで、それを塩ビ管で南側のところの水路、２つあるんですけれども、排水路と用水路があって、排水路のほうへそれを落とすと。これ、普通の雨水、水たまりの水、それはそちらへもっていって処理する。河川整理ともそれは協議して整っているという、そこら辺結構、委員の皆様からもいろいろな心配事は言って、ある程度向こうも誠意をもって対応してくれるというような姿勢は、私も十分受けたので、万が一油とかなんていうようなことも出たんですけれども、基本的に油が出るようなものは持ち込まないというようなことでやっていました。

それから、隣にあるのは産廃の施設ですよね、道路を挟んで。あれも譲受人がやっているんですけれども、産廃とこちらは全く違うんだと。品物が、扱っているものが。産廃のものを絶対こちらに一時的にでも置いたりとか、そういうふうなことも絶対にしないと。もしそういうことをすれば、法的に引っかかってしまうというようなことも、そういうようなことも絶対にしないという確約もした上で、安全面については極力彼らも配慮していこうというようなことを言っておりました。

ですから、そういう角度で彼らも誠意をもってやっているので、そういう点は十分評価をしてやりたいというふうな角度で、この話、座長ご心配された点もあるんですけれども、賛成の意見として、審査会の意見として出したわけです。

以上です。

議　　長　中村委員。

中村委員　今のお話は分かりました。

僕は産業廃棄物置場だと思いますけれども、そうですよね、新しい品を置くわけでもないから。けれども、今は資源の再利用をしていく時代ですから、そういう意味で再利用に資す

るようなそういう事業をやっていくということ自身については、社会的にも意義があるというふうには思っています。だから、何でもかんでもこういうものは駄目と言っているわけではないですけれども、ただ、１年前に僕はこのことを心配して、ここで質問したんですけれども、結局は業者の人が言っている、それはちゃんとやりますとか、検査をしますとか、こういうふうにしますとかと業者が話をしたのをそのまま受けて、我々審査をしているんですけれども、やはり、では実際にはどういうものを持ち込んでいるのか、その記録を一回見せてくれとか、それはどういうふうにして洗浄しているんだとか、もう少しちゃんとした確かなものに基づいて、やはり今回はやらないと、これはこんなことを繰り返していたら、業者の人はそれはいろいろなことを言ってお話はされると思うんですけれども、我々はそれに乗っかかってそうですかと言うだけではなしに、そういう事柄を本当にやられているのかどうか、どういうものを持ち込んでいるのか、リストはあるのか。そのリストはあったら見せてくださいと。そしてそれはちゃんとどこで、どういう形で洗浄されているのかと。もしここの敷地の中で洗浄しているとすれば、その廃液はどこへ流しているんだというふうなことにもなっていくので、もう少し具体的にそこまで踏み込んで、やはり審査をしないと、この案件は非常に大きな農業上の影響をもらたす可能性もあることですから、もう少しそこは業者から話を聞いて審査をするというだけではなしに、彼らが言っている事柄についての具体的な中身を提示してもらって、そしてそれに基づいて審査をするというふうにしていかないといけないのではないかと思うのです。それは、ほかの事柄でもある程度そういうことが言えて、僕はここで審査会で、審査の資料だけで審査して、賛成ですとやっていって、しばらくしてその現場を見に行くと、全然申請内容と違ったことをやっているという、そういう案件が結構、結構というほどではないかも分かりませんけれども、私は幾つか目に付く。ここで審査していても、書類だけでやっていると、実際に踏み込んでいけない。制度の制限があって、違反しているかどうかというところまでは、なかなか踏み込んで、申請どおりやっていないじゃないかということは、後から行って取消しということは、なかなか難しい。申請の段階で、できるだけきちんと、中身について責任を持てるものなのかどうかというのは調べられる範囲で、もう少しきちんとやって、結局どうなんですか、あんなところに野積みで、砂利敷きのところにわーっと置くのではなしに、やはり防水のコンクリートを張りなさいと。そして、流れ落ちないようにへりをつけなさいと、これぐらいのことをああいうところではやらないと許可されませんよというぐらいのことは、しっかり言っていいのではないかと、言っていくべきではないかというふうに思うんです。景観の問題も、先ほど言ったことの繰

り返しになりますからあれですけれども。

だから、できるだけ審査会で委員がやられたことを、僕はけしてなおざりというふうにしているわけではないですけれども、やはりこれを見たときと、現場で僕がこれの姿を見たときに、あれは資材置場と。資材置場と駐車場というのは、審査の中でも全国的に問題になっているんです。結局、通ってってしまう、全部あれはですね、ほかの建物は駄目なんですけれども、資材置場とか駐車場という形で農地転用をやってしまったら、後はもう農地法はかからないから、自由に動いていくというので、あれがすごく農地がなくなっていく一つの手段なんです。ここは特に景観上の問題もあるので、僕はもう少し慎重に審査をして、景観上はこれぐらいやりなさいと、木を周りに、農家の屋敷林みたいな形で、建物については遠くから、あそこは眺瞰がよいわけですから、眺望が。だから、そういうふうなものでは眺望に大きなダメージを与えないように、やはり屋敷林を植えなさい。そういう１メートル50ぐらいはへこみますけれども、そういうことをやることによって、ああいう優良農地のところよりは、簡単に農地転用はできないという、やるんだったらこれぐらいのことはやった上でないと、駐車場とか、それから資材置場にはできないんだと、これだけはちゃんとやった上でやらないと、何か農家の人がいいと言ったから、じゃあそれで農地転用、声かけてオーケー言ったら何でもできるみたいな。駐車場だろうが資材置場だろうができるっていうんじゃなしに、ああいうところはもう少し慎重に扱わないと松戸市は駄目だという、重要な景観上の要素というものを位置づけているわけだから。そういう２つの面で汚水対策、それから景観対策というふうな面では、一定の負担を覚悟しながら対策を練っていかないと、今後農地は転用できないというふうな姿勢を、僕はこういうところで示していく必要があるというふうに思うのです。

議　　長　はい、事務局。

事務局　事務局です。

今、景観の話が出たんですけれども、景観を担当している課というのが、都市計画課というところで担当しているんです。景観に関する条例に引っかかるものについては、そこで協議しなさいということで、協議は行っています、業者が。そのときに、都市計画課と協課した結果が柵をダークブラウンにしなさいということなんです。

ただ、その後も、審査会のほうでは景観だけではなくて、周辺農地への影響ということで、日照が全然なくなってしまうので、そこは透明のプラスチック板にしたいということで、そうすると少し景観上引っかかるんですよということなんですけれども、都市計画課に来てい

ただいて、あと事業者と農業委員会事務局のほうで話し合ったときに、一応先ほど中村委員が言ったように、もう少し引っ込めて植樹してくれればいいですよという案も出たんですけれども、それに関しては強制力自体はありませんので、事業者から断られています。

議　　長　はい、中村委員。

中村委員　景観条例、都市計画課が所管して、作っていますよね。僕もちょっと見てみたんです。資料いただいたときに。景観条例は、僕はよくできてるなと思ってみていたんです。そういう中に、やっぱり業者も景観に配慮しなくてはいけない、というような事柄がでてきます。多分、ダークの色に塗るというぐらいのことしか出なかった、そこだけじゃなしに、僕はそういうアイデアがなかったんだと思う。僕はかつてもっと若い頃に、そういう農村景観の中に建物を建てるときに、景観を壊さないためにそういうこともやったよというふうな事柄も、本当は都市計画の人たちに教えてあげなくちゃいけないんでしょうけれども、彼らにはそれだけの経験がなかったんだと思いますけれども、よく話せば、それぐらいはやはり業者もこういうところでやるときは、一間セットバックをして、そして植樹をして建物を隠すと、それぐらいはやってもらわないと。矢切というのは、松戸市民の財産ですよ、あの景観は。そういうものが壊れていってしまうんですよ。だから、それぐらいの配慮はしてくださいということは、都市計画課が掲げた景観計画の中にも、事業者は景観に配慮しろと、具体的なというのは書いてありませんよ。そんなことが書いてあるわけだから、そういうものをてこにして、もう少しこういうところでやっていただく場合には、景観上もそういう配慮をしてほしい。それから、汚水対策についても、確かに僕の心配しすぎかも分かりません。審査会で見られたのだから、僕の心配しすぎかも分かりませんけれども、僕はやはり自分たちの敷地の中で、やはり心配がないように雨水対策等も、やれるということぐらいはやってくださいと。防水の砂のコンクリを張って、そしてちょっとした幅のあるあれを端に付けて、そして水は全部一か所に流して、そこから出てくる、雨が降った水は、そしてそれをきちんと科学的に処理をして、そして安心できる形で公共下水道へ流すというぐらいのことはやりなさいというふうな指導は、一回僕はやってみたいと思います。このまま通すのは、ちょっとやはりひどすぎる。こんなことをやっていたら、簡単に何でも取っていってしまうことになる。それを説明しろと言ってきたときに、業者がそれはできません、汚い水は勝手に流します、今まではそういうことはやっていませんと、そんなことなんか言いっこないですから、あまり。だから、やはりそういうふうなのは証拠、ちゃんとした具体的な事実、何をやっているのか。何を持ってきて、どうやっているのかということを聞いて確認していかなければ

ならないし、それは非常に難しいと思うんです、この廃材の場合には。いろいろなものが入ってくるので。だから、自分の中で敷地の中で汚れた水は処理をするというふうな事柄をやれるようにしてくださいというふうに、やはり要望を出していくということは、やるべきだと僕は思いますけれども。

議　　長　はい、杉浦委員。

杉浦委員　いいですか。

中村委員が言われた、どんなものを持ち込んだとかね、そういうふうなことについて、さっきの続きなんですけれども、この間もいろいろ話したときに、どんな作業をやっているかというの、もう少し分かりやすくいろいろなパターンでこういうふうにやっているんだということを説明できるように、書類や何かでも書いて見せられるようにしてくれという要望は言ったんです。だから、中村委員言ったように、何を、こういうものを何トン持ってきたとか、納品したとか仕入れとか、それはどこで洗浄してきただとか、そういうようなチェックするようなことをした裏づけになる書類なりを出して、これから作業を進めていってくれればいいのではないかと私は思うんです。

それから、洗浄はそこではやらないと言っていますから、あの土地では。洗浄というのは、要するに水でシューッと。それは向こうで、ほかの場所でやって洗い落としたものをこちらへ必ず持ち込むということで、もしそれをやったということになると、これはもう違反になってくると思うので、私はそれは信用する、確約してやってもらうしかないと思うんですけれども。そういうふうに思いました。

議　　長　これ、今とさっきも同じだと思うので。ほかにご意見ございませんか。

岩佐委員。

岩佐委員　１番、岩佐です。ちょっと杉浦委員の補足の部分なんですけれども、私も審査会を今回やったんです。度々その話が出るもので、私もその中に行って、事前に言って行っているわけでもないんです、これ。とっさ的に行って中を見て、油とか何か、言葉が出るのが油。疑るような言葉を出したら、幾らでも疑われるような業者だと思います。現場を見ても。でも、中身を見た感じでは、手で触った感じでは油もない。むしろほこりが立っている。私も人に言われるから疑った目で見ていたんですけれども、それもほとんど見られなかったんです。だから、杉浦委員のおっしゃるとおりの言葉でも合っていると、私は思うんです。

あまりに疑ってばかりいたら、何の業者も出来ないと思うんです。業者の味方をするわけではないんですけれども、矢切にたまたまあって、私たちも矢切に住んでいるんですけれど

も、あまり私たちでそんなに言うほどでもないのかなと、油は正直言って一切ないです。

議　　長　中村委員。

中村委員　よく聞いて調べようとなるべくこのことこだわったのは、１年前も同じような議論をしてまぁ許可相当と。で、その後１年過ぎて、そういうこと立ち入ってちゃんとした水質検査なんかも１年に１回くらいはやって、そして報告してもらうということを進言しているんですけれども、通りませんでした。だからそういうことを考えると僕は、疑うってことじゃなしに、むしろいろんなものがひょっとするとでてくるかもわからない。だから、いろんなものがでてきても、自分の敷地の中で処理をして、きれいな水にしてだしてもらう。ということができればそれでいいんですよ。

だから、何をだそうがそれは外には漏れないようにして、そして自分の敷地の中でその水を集めて、そして浄化してきれいな水にして出すというふうにすれば、僕たちが疑わなくても、僕たちの心配は外に出なければいいわけですから。

だから、実害が出てくると困るので、敷地内処理ということでいいんじゃないですか。そういうふうな要望をちゃんと出せばいいんじゃないですか。

議　　長　ご意見はあると思いますけれども、ここで事務局のほうで何かありますか。

事務局　非常に難しい、デリケートな問題なんですけれども、道路挟んだ向かい側というのは産業廃棄物処理施設なので、非常にハードルが高いんですね。開発も伴ってきますので、そのぐらいまでになってくると、全て中村委員がおっしゃったようにアスファルトにしなさいと、全部敷地内で処理しなさいという基準が出てくるんですけれども、廃材、資材、駐車場、あとリサイクル商品的な物を置くところには、開発も伴いませんし、そこまでの制限が設けられていないのが実際のところなんです。資材置場とかああいうところというのは、敷地内処理というのは自然浸透でよいということになっていますので、雨水は自然浸透ということになっていますので、それ以上のものを求めることが、農業委員会としてできるかできないかというのが非常にありまして、事務指針上も求める資料というのがある程度定められておりまして、それ以外の資料を求める、極力求めないように、過度な負担にならないようにというようなことも通達で来ているものですから、そこら辺のさじ加減というのは非常に難しいと思うのです。先ほどの文書でも、非常に心配されている人の気持ちも分かりますし、それについては今回何回も計画変更、計画変更ときているので、かなりの部分でこちらの要望に応えてくれています。多分、ほかのところでの資材置場で、ここまでの議論になることはまずないですし、ここまでの資料を出してくれる業者はいないです。やはり、事業者のほう

も周りの農業者の方には迷惑かけたくないという気持ちが非常に強いようなので、それについては相当配慮して、これでも相当審査会のほうでかなり言っているので、配慮してくれているとは思います。ですから、これ以上もっと求めるのかどうかというのは、農業委員のほうでちょっと結論づけていただければなと。事務局からはちょっと言えませんので。

議　　長　はい、中村委員。

中村委員　僕たちは、ここで預かってきていいですよと言ってきたのは、駐車場以外には、やはり資材置場なんです。これは単純な資材置場というよりも、廃材を置くんじゃないかというふうな、そこでもう処理するんじゃないかということなので、そういうものについて、一々僕たちはチェックできないですよね。だから、できるだけ敷地内でそういうところから出た汚染水については、処理をして、外にはきれいに出すという、そんなに難しいことではないと思うんです、僕は。砂利敷きのところに防水のコンクリートを張って、もらえばいいわけで。だけれども、矢切とかこういうところで、こういう開発をやっているときには、やはりそれぐらいの配慮はしないといけないよというふうにしていかないと、簡単にこういう形で出てきたら防ぎようがないです。

議　　長　まだまだ議論はつきないと思いますけれども、時間も時間ですので、この辺で賛否両論でておりますので、決を採ってはいかがかと思いますけれども。

はい、中村委員。

中村委員　僕は反対と言っているんじゃありません。保留と。今の段階では、そういう事柄をもうちょっと業者と詰めて、その上で判断したいということなので、これはそもそも反対と言っているわけではないんです。もう少し松戸の現状に合わせてやるべきであって、もう一回そういう事柄を業者と詰めて、どこまでできるか相談してもらえませんかというふうなのが、僕の要望です。

議　　長　はい、事務局。

事務局　そうしたら、審査会意見のほうと特別審議会が許可相当、中村委員のほうで差戻し、あと最初に松戸委員から反対という意見が出たので、この３つで決をとっていければと思います。

賛成というのは許可相当ということですよね。だから、許可相当と差戻しと反対の、この３択でお願いします。

議　　長　それでは、最初に何にしましょうか。

中村委員の言っている差戻しを最初にして、反対、賛成をしたいと思いますけれども、よ

ろしゅうございますか。

（発言する者なし）

議　　長　それでは、差戻しという意見に賛成の方。

次に、反対という意見に賛成の方。

審査会及び特別委員会の案に賛成の方。

はい、ありがとうございました。

それでは、審査会及び特別審議会の案に賛成多数と認め、議案第２号の１番、２番、３番、許可相当と、第３号につきましては承認相当との意見を付して県知事あてに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議　　長　続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書７ページ、報告事項１から、19ページ、報告事項６についてご報告させていただきます。

まず、報告事項１、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出についてですが、７ページから８ページまでの記載のとおり、田がゼロ件で畑のみで11件、2,779平方メートルを受理いたしました。

次に、９ページ、報告事項２、農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出についてですが、９ページから11ページまでの記載のとおり、田が４件、1,075平方メートル、畑が22件、8,975平方メートル、合計26件、１万50平方メートルを受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項３、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、13ページ記載のとおり、法務局から３件の照会があり、非農地回答いたしました。

次に、15ページ、報告事項４、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書７件を交付いたしました。

次に、17ページ、報告事項５、農地法第30条第１項の規定に基づく利用状況調査結果についてですが、令和元年７月から８月にかけて利用状況調査を行った結果を、大字別に集計したものでございます。調査にご協力いただいた委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

令和元年度の遊休農地の合計は、表右下の記載のとおり、172筆、11万7,931.37平方メートルとなっております。そのうち、新規発生は116筆、７万8,695.37平方メートルです。となったものは、保全管理営農再開転用によるもので、４筆、3,649平方メートルとなっております。

次に、19ページ、報告事項６、農地法第６条１項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、記載のとおり１件の報告を受理し、農地所有適格法人としての法人形態、事業要件、構成員議決権要件、用務執行役員要件の４つの要件を満たしている法人であることを確認いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議　　長　どうもありがとうございました。

◎閉　会

議　　長　以上をもちまして、令和２年２月総会を終了します。

閉会　午後　４時１５分